

神戸市公告

一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号。以下「規則」という。）第4条の規定により、次のとおり公告します。

2025年2月19日

神戸市長 久 元 喜 造

1 入札に付する事項

委託名	2025年度 神戸市学校体育施設予約システム等の運用管理業務
業務概要	ICTを活用した学校体育施設の夜間開放の実施にあたり、構造計画研究所が提供する予約システムとスマートロック管理システムの運用管理及び学校・利用団体との調整等を行う。
履行期間	2025年4月1日から2026年3月31日まで

2 入札参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和6・7年度神戸市物品等競争入札参加資格を有すること。
- (3) 経営状態が窮境にある者（会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の決定がされている者、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生計画認可の決定がされている者を除く。）でないこと。
- (4) 入札参加資格の審査の申請の受付期間の最終日から落札決定の日までの間に、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止を受けていないこと。
- (5) 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けていないこと。
- (6) 神戸市内に本店または支店を有しており、60分以内に神戸市教育委員会事務局総務課まで来ることができる体制を有していること。

3 入札に必要な書類を示す場所

神戸市ホームページに掲載

<https://www.city.kobe.lg.jp/a61516/2025taiikushisetsuyoyaku.html>

4 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の仕様書の閲覧については、入札説明書等による。

5 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の提出期間及び提出場所

提出期間	2025年2月19日（水曜）～3月5日（水曜）午後5時まで
提出場所	神戸市教育委員会事務局総務部総務課 政策係 E-mail: gakkokaiho2@office.city.kobe.lg.jp

方 法	(1) 電子メールで提出すること (2) 本市で受領後、翌開庁日中に受領連絡を電子メールまたは電話にて行う。本市から受領連絡がない場合には、申請者から本市に電話で問い合わせを行うこと。 (3) 電子メールの表題は「【事業者名】学校体育施設予約システム等の運用管理業務_参加申請」とすること。
-----	---

6 入札及び業務費内訳書提出の日時及び方法

日 時	2025年3月7日（金曜）から3月14日（金曜）午前9時30分まで
提出場所	〒650-8570 神戸市中央区東川崎町 1-3-3 神戸ハーバーランドセンタービル ハーバーセンター4階 神戸市教育委員会事務局総務部総務課 政策係
方 法	(1) 郵送、持参のいずれかの方法で提出すること。郵送の場合は一般書留、簡易書留のいずれかとし、提出期限日時に必着とする。 (2) 入札書及び業務費内訳書を一の封筒に入れ、入札書に押印した印鑑と同じ印で封印し申請する「委託業務名」及び「入札書在中」並びに「入札参加者名」を記載する。

7 開札予定日時及び方法

日 時	2025年3月14日（金曜）午前9時30分を予定
場 所	神戸市中央区東川崎町 1-3-3 神戸ハーバーランドセンタービル ハーバーセンター4階 神戸市教育委員会事務局 教育委員会会議室
方 法	(1) 入札書は、上記の日時・場所において開札し、業務費内訳書は入札書の開札後に全ての入札参加者について確認を行うものとする。この場合において、入札者が開札に立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせるものとする。 (2) 提出した入札書は、引換え又は取消しをすることができない。

8 落札者の決定方法

- (1) 落札者の決定は、「神戸市学校体育施設予約システム等の運用管理業務」一式の総額により行う。
- (2) 予定価格以下の価格のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- (3) 開札の結果、落札となるべき同価格の入札をしたものが2人以上あるときは、くじにより落札者を決定するものとする。この場合、当該入札者がくじを引かない場合は、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせて落札者の決定を行う。

9 入札保証金

神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号。以下「規則」という。）第7条第2号の規定により免除とする。

10 入札の無効

- (1) 神戸市契約規則第 12 条各号に該当するとき
- (2) 一の入札参加者が複数の入札を行ったと認められるときは、いったん開札して確認のうえ、すべての入札書を無効とする。
- (3) 6 の方法によらないで提出された入札書及び業務費内訳書（期限までに到達しなかった場合を含む。）は、これを無効とする。
- (4) 提出書類に虚偽の記載をした者のした入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消すものとする。なお、入札参加資格があると確認された者であっても、落札決定の時ににおいてに 2 に規定する入札参加資格を満たさなくなった場合は、入札参加資格のない者に該当するものとする。
- (5) 業務費内訳書を確認し、記載金額が入札価格と著しく乖離している等業務を確実に履行することができないと認められるときは、当該入札書は無効とする。業務費内訳書が添付されていない場合（（4）の規定により無効となった場合を含む。）も、当該入札書を無効とする。
- (6) 無効とした入札書及び業務費内訳書は、返却しないものとする。